

平成 30 年 6 月 28 日

岡山県介護保険関連団体協議会 会員 各位

岡山県介護保険関連団体協議会会長
(公 印 省 略)

「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」について

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、岡山県保健福祉部長寿社会課より、平成 30 年 6 月 27 日 長寿第 505 号にて当協議会会長宛に標記についての周知依頼がありました。

詳細につきましては、添付ファイルにてご確認の上、ご対応いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、添付させていただく書類は以下です。

<添付ファイル>

- ・⑩ 周知依頼「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」について(本書)
- ・⑩ 概要
- ・⑩ ガイドライン

<問い合わせ先>

岡山県介護保険関連団体協議会 事務局 (担当:高塚)
(NPO法人 岡山県介護支援専門員協会 内)

〒703-8258

岡山市中区西川原 251-1 おかやま西川原プラザ別館

TEL 086-953-4953 FAX 086-953-4954

メール okakea@npo-ocma.org



長 寿 第 505 号
平成30年6月27日

岡山県介護保険関連団体協議会 会長 様

岡山県保健福祉部長寿社会課長
(公 印 省 略)

「認知症の人の日常生活・社会生活における意志決定支援ガイドライン」
について

平素から本県の保健福祉行政の推進については、格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、認知症の人が、日常生活や社会生活等において本人の意志が適切に反映された生活が送れるよう、認知症の人の意志決定を支援するためのガイドラインが別添写しのとおり厚生労働省から送付されました。

については、認知症の人の意志決定の支援がより一層適切に図られるよう、貴会会員に周知いただきますようよろしくお願いいたします。

【担当】

〒700-8570 岡山市北区内山下 2-4-6

岡山県保健福祉部長寿社会課

担当：橋本 TEL (086) 226-7326

shiyuuichi_hashimoto@pref.okayama.lg.jp



老発0622第1号
平成30年6月22日

各 都道府県知事 殿
指定都市市長

厚生労働省老健局長
(公 印 省 略)

認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン
について

平成28年5月に施行された成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）に基づき、平成29年3月に策定された成年後見制度利用促進基本計画において、「意思決定の支援の在り方についての指針の策定に向けた検討等が進められるべき」とされたことを踏まえ、これまで行った老人保健健康増進等事業における認知症の人の意思決定支援に関する指針策定のための意思決定に関する研究を基に、今般、「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」を作成したので通知します。

各都道府県及び指定都市におかれては、認知症の人の意思決定の支援がより一層適切に図られるよう、管内市区町村、指定事業者等に対して周知いただくとともに、各都道府県等が実施する「認知症介護実践者等養成事業の実施について」（平成18年3月31日老発第0331010号厚生労働省老健局長通知）に基づく認知症介護実践研修において活用するほか、その他の認知症に係る研修など様々な機会を通じて本ガイドラインの普及に努めていただきますようお願いいたします。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。